

## まねき TV 事件

平成 21 (受) 653 号 最高裁 著作権侵害差止等請求事件

### 第 1. 結論 (主文)

原判決を破棄する。

本件を知的財産高等裁判所に差し戻す。

### 第 2. 理由の内容

#### 1. 送信可能化権の侵害について

##### (1) 概要

ベースステーションがあらかじめ設定された単一の機器宛てに送信する機能しか有しないことのみをもって自動公衆送信装置の該当性を否定し、被上告人による送信可能化権の侵害又は公衆送信権の侵害を認めなかった原審の判断は是認することができない。

##### (2) 自動公衆送信装置の該当性

###### (2-1) 自動公衆送信装置の定義

(ア) 自動公衆送信装置とは、公衆の用に供されている電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信のように供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう (著作権法第 2 項第 1 項 9 号の 5)。

(イ) 自動公衆送信とは、公衆送信の一態様である (同項 9 号の 4)。

(ウ) 公衆送信は、送信の主体からみて公衆によって直接受信されることを目的とする送信をいう (同項 7 号の 2)。

考察 「送信の主体からみて」という点は、地裁、知財高裁、と同一で一貫している。

送信の主体が誰であるかについては、判断に相違があり、

地裁、知財高裁は、送信 (及び受信) の主体は利用者であるとして、公衆送信には当たらないとした。

なお、知財高裁は、送信の主体が仮に被控訴人であるとしても、ベースステーションは「1 対 1」の機能しか有しないから公衆送信には当たらないとも説示した。

最高裁は、後述のように、送信の主体は被上告人であるとし、被上告人と利用者との関係について、被上告人は何人とも契約できるという観点から、1 対多の関係であると認定し、利用者は公衆にあたるとした。(地裁、知財高裁では、実際の送受信の場面での送信の主体 (被上告人) と利用者との関係に着目しており、最高裁は契約の場面での関係に着目しており、この点で相違が見られる。)

(2-2) 送信可能化の規制の趣旨

(ア) 著作権法が送信可能化を規制の対象となる行為として規定した趣旨、目的は、自動公衆送信が既に規制の対象とされていた状況の下で、現に自動公衆送信が行われる前に至る前の準備段階の行為を規制することにある。

(イ) 公衆の用に供されている電気通信回線に接続することにより、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置は、これがあらかじめ設定された単一の機器宛に送信する機能しか有しない場合であっても、当該装置を用いて行われる送信が自動公衆送信であるといえるときは、自動公衆送信装置に当たるといべきである。

(ウ) 自動公衆送信が、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置の使用を前提としていることに鑑みると、その主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者と解するのが相当である。当該装置が公衆の用に供されている電気通信回線に接続しており、これに継続的に情報が入力されている場合には、当該装置に情報を入力する者が送信の主体であると解するのが相当である。

考察 「当該装置を用いて行われる送信が自動公衆送信であるといえる」か否かについては、後のあてはめで判示している。

(3) 本件へのあてはめ（ベースステーションからの送信が自動公衆送信か否か）

(3-1) 各ベースステーションは、インターネットに接続することにより、入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的にデジタルデータ化して送信する機能を有するものである。

(3-2) 被上告人は、本件放送がベースステーションに継続的に入力されるように設定した上、ベースステーションをその事務所に設置し、これを管理しているというのであるから、利用者がベースステーションを所有しているとしても、ベースステーションに本件放送の入力をしている者は被上告人であり、ベースステーションを用いて行われる送信の主体は被上告人であるとみるのが相当である。

(3-3) 被上告人との関係等を問題にされることなく、何人も、被上告人と本件サービスを利用する契約を締結することにより同サービスを利用することができ、送信の主体である被上告人からみて、本件サービスの利用者は不特定の者として公衆にあたる。

(4) まとめ

(ア) ベースステーションを用いて行われる送信は自動公衆送信であり、したがって、ベースステーションは自動公衆送信装置にあたる。

(イ) インターネットに接続している自動公衆送信装置であるベースステーションに本件放送を入力する行為は、本件放送の送信可能化に当たるといべきである。

考察 まず、ベースステーションの機能を自動送信するものであると特定している。この段階で、公衆への送信であることまでは踏み込めていない。公衆への送信であることを特定するにあたり、送信の主体を被上告人であると特定し、さらに送信者（被上告人）と利用者との関係を一对多（利用者は公衆）であると特定したうえで、ベースステーションの機能は自動公衆送信であると特定し、即ちベースステーションは自動公衆送信装置であると認定している。

## 2. 公衆送信権の侵害について

送信の主体が被上告人であることは明らかであるうえ、ベースステーションから利用者の端末機器までの送信の主体についても被上告人であるというべきであるから、テレビアンテナから利用者の端末機器に本件番組を送信することは、本件番組の公衆送信に当たるといえるべきである。

(以上)